平成２６年（フ）第４０９号
岡山市東区宿毛1305番地204号
債務者　松岡　千草
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８４号
福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津3400番地の10
債務者　鬼塚板金店こと　鬼塚　　久
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８５号
福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津3400番地の10
債務者　鬼塚　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２８１号
函館市高盛町25番１号
債務者　安藤　良平
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０４７号
大阪府門真市新橋町16―５　グレイス辻本308、住民票上の住所大阪府門真市幸福町12番13号
債務者　中谷　武司
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４８号
大阪府東大阪市荒本新町６番29―905号
債務者　中田　恵美（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８０１号
大阪市北区本庄東１丁目９番８号　清風ビル202号室
債務者　吉岡　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６７号
大阪市住之江区御崎７丁目１番１―903号
債務者　小浦　徳久
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８８６号
大阪府八尾市楠根町３丁目43番地の３
債務者　畠山　　裕
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９１号
大阪府豊中市長興寺北３丁目６番35―303号
債務者　吉村　理佳
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７７号
大阪府豊中市岡町南１丁目４番２号
債務者　菊地　京子（旧姓児島）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３８号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目１番９―301号
債務者　水口　雪子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０号
島根県出雲市斐川町上直江322番地３
債務者　石川　健一
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１２８号
新潟県長岡市浦3060番地　ケアハウスわらび園、住民票上の住所新潟県長岡市大積町３丁目乙753番地２
債務者　丸山　松夫
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
大分県日田市吹上町５番42号
債務者　武内　信子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第２５３号
群馬県前橋市鳥羽町159番地１　サンビラ金井Ｂ―104号
債務者　嘉陽田マリオ尚儀こと　カヨダ　マリオ　ヒサヨシ（ＫＡＹＯＤＡ　ＭＡＲＩＯ　ＨＩＳＳＡＹＯＳＨＩ）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５５号
群馬県伊勢崎市太田町846番地１
債務者　篠崎　和子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係